

災害の記憶を風化させない事業基金条例の一部を改正する条例

災害の記憶を風化させない事業基金条例（平成 24 年大槌町条例第 9 号）の一部を改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 東日本大震災津波による犠牲者の鎮魂及び災害の記憶を未来永劫に継承していくため、鎮魂の森公園造成及び<u>観光船「はまゆり」復元の財源に充てることを目的として、災害の記憶を風化させない事業基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 東日本大震災津波による犠牲者の鎮魂及び災害の記憶を未来永劫に継承していくため、鎮魂の森公園造成及び<u>被災した「民宿あかぶ」と「観光船はまゆり」による津波伝承事業の財源に充てることを目的として、災害の記憶を風化させない事業基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。